



熊本県公報

号外 第16号

平成30年3月30日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭福祉課) 1
- 熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 5
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則…………… (人事課) 9

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則 (昭和43年熊本県規則34号) の一部を次のように改正する。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第 1 8 号様式 (第 9 条関係)

児童 (延長者) 措置決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県 児童相談所長

児童福祉法 $\left(\begin{array}{l} \text{第 2 7 条第 1 項第 3 号} \\ \text{第 2 7 条第 2 項} \\ \text{第 2 7 条の 2 第 1 項} \\ \text{第 3 1 条第 4 項} \end{array} \right)$ の規定により、下記のとおり $\left(\begin{array}{l} \text{委託する} \\ \text{入所させる} \end{array} \right)$ こ

とに決定しましたので通知します。

記

- 1 児童 (延長者) の氏名 (年 月 日生)
- 2 児童 (延長者) の住所
- 3 児童の保護者 (延長者の監護者) の氏名
- 4 児童の保護者 (延長者の監護者) の住所
- 5 入所 (委託) 年月日 年 月 日
- 6 入所 (委託) 施設 (里親) 名
- 7 入所 (委託) 施設 (里親) の所在地又は住所
- 8 入所 (委託) の理由
- 9 入所 (委託) の費用 別途通知

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 なお、審査請求書 (2 通) は、熊本県知事宛てにして、児童相談所を経由して提出することができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。) の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (熊本県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日 (審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決の日) の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考

1 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。

また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第47条）

2 不要の文字は、抹消すること。

別記35号様式を次のように改める。

別記第35号様式（第10条の5関係）

一時保護決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県 児童相談所長

あなたが保護者（保護延長者の監護者）になっている下記の児童（保護延長者）を児童福祉法第33条第1項（第2項・第8項・第9項）の規定により

〔一時保護を委託〕
〔一時保護〕 しましたので通知します。

記

児童（保護延長者）氏名	男 年 月 日生 歳 女		
住 所			
一 時 保 護	場 所	名 称	
		所在地	
	年月日	年 月 日	
	開始の理由		
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書（2通）は、熊本県知事宛てにして、児童相談所を経由して提出することができます。		
	2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

備考

1 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、

引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。(児童福祉法第33条)

2 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第33条の2)

3 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、平成30年4月2日から施行する。

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則

熊本県収入証紙規則(昭和39年熊本県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「場合」の次に「(次号で掲げる場合を除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 条例第2条第1号に掲げる場合(条例別表第1手数料の項第433号に規定する自動車保管場所証明申請手数料及び同項第434号に規定する自動車保管場所標章交付手数料を徴収する場合に限る。) 条例第2条第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行った申請等により得られた納付情報により納付する方法別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第19条関係)

熊 本 県 収 入 証 紙 買 戻 請 求 書

収入証紙種類	枚 数	金 額	収入証紙種類	枚 数	金 額
1円券			300円券		
5円券			400円券		
10円券			500円券		
20円券			1,000円券		
30円券			2,000円券		
50円券			3,000円券		
100円券			5,000円券		
200円券			10,000円券		
250円券					
計(A)			円		
買戻額(A)×0.9676 (1円未満切り捨て)			円		

〈買戻しを必要とする理由：該当するものにチェック〉

- 収入印紙や他県の収入証紙等と誤って購入した。
- 現金で納付すべきところを誤って収入証紙を購入した。
- 制度改正があったことを知らずに必要としない収入証紙を購入した。
- 申請等を行う目的で収入証紙を購入したが、当該申請等をする予定がなくなった。
- 誤って納付すべき金額を超えて収入証紙を購入した。
- その他 (具体的に記載)

上記理由により今後使用する見込みがないため、収入証紙を買い戻されるよう収入証紙を添えて請求します。

なお、買戻しに係る還付金については、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

請求者 住所 { 〒 }
 法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所の所在地

氏名 { 法人その他の団体にあつては、
 名称及び代表者氏名 } 印

電話番号 (— —)

熊本県知事 様

振 込 口 座	銀行 信用金庫 農協				支店
	預金種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義				

(日本工業規格A列4番)

(注意事項)

- 1 振込口座は、請求者本人の口座(請求者が法人の場合は、法人の口座)を記入してください。
- 2 著しく汚染し、又は毀損した収入証紙は、買戻しの対象になりません。

別記第12号様式(第19条関係)

熊 本 県 収 入 証 紙 交 換 請 求 書

返還する収入証紙			交換を希望する収入証紙		
収入証紙種類	枚数	金額	収入証紙種類	枚数	金額
1円券			1円券		
5円券			5円券		
10円券			10円券		
20円券			20円券		
30円券			30円券		
50円券			50円券		
100円券			100円券		
200円券			200円券		
250円券			250円券		
300円券			300円券		
400円券			400円券		
500円券			500円券		
1,000円券			1,000円券		
2,000円券			2,000円券		
3,000円券			3,000円券		
5,000円券			5,000円券		
10,000円券			10,000円券		
計			計		

〈交換を必要とする理由：該当するものにチェック〉

- 個々の申請ごとに収入証紙を貼付すべきところ、一括した額で購入した。
- 誤って異種の収入証紙を購入した。
- 制度の改正等により以前購入していた収入証紙が使えなくなった。
- その他（具体的に記載 _____）

上記理由により今後使用する見込みがないため、収入証紙の交換を収入証紙を添えて請求します。

年 月 日

請求者

住所

〒

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地

氏名

法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者氏名

印

電話番号

(

—

—

)

熊本県知事

様

(日本工業規格A列4番)

(注意事項)

著しく汚染し、又はき損した収入証紙は、交換の対象になりません。

附 則

この規則は、平成30年7月2日から施行する。ただし、別記第11号様式及び別記第12号様式の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表(以下単に「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2の等級別基準職務表に定めるとおりとする。

第4条の見出し中「初任給」の次に「、昇格」を加え、同条第1項中「別表第2に定める」を「別表第3の」に改め、同条中第10項を第15項とし、第9項を第11項とし、同項の次に次の3項を加える。

12 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

13 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格させた日の前日においてその者が受けていた号給に応じて別表第5の降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

14 熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日において受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

第4条中第8項を第10項とし、第3項から第7項を2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 職員が現に属する職務の級につき別に定める格付の基準に該当するときは、その該当する職務の級に昇格させることができる。

4 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格させた日の前日においてその者が受けていた号給に応じて別表第4の昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第5条第2項中「別表第3」を「別表第6」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第7」に、「別表第3」を「別表第6」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900	

34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	

74	212,500	254,000	285,100	312,700
75	213,000	254,500	285,900	313,200
76	213,800	255,000	286,700	313,600
77	214,000	255,400	287,300	313,800
78	214,700	255,800	287,800	314,100
79	215,200	256,300	288,300	314,400
80	215,800	256,800	288,700	314,700
81	216,500	257,100	289,100	315,000
82	217,000	257,400	289,500	315,300
83	217,600	257,700	290,000	315,600
84	218,300	258,000	290,500	315,900
85	218,900	258,200	290,900	316,100
86	219,400	258,400	291,500	316,500
87	219,900	258,700	292,100	316,800
88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600
95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	
104	228,800	263,400	299,400	
105	229,200	263,600	299,700	
106	229,700	263,800	300,100	
107	230,000	264,100	300,500	
108	230,400	264,300	300,900	
109	230,600	264,600	301,200	
110	231,000	264,900	301,600	
111	231,500	265,200	302,000	
112	232,000	265,400	302,300	
113	232,200	265,600	302,500	
114	232,700	265,900	302,800	

	115	233,200	266,100	303,100	
	116	233,700	266,300	303,300	
	117	234,000	266,600	303,500	
	118	234,400	266,900	303,800	
	119	234,800	267,200	304,100	
	120	235,200	267,500	304,300	
	121	235,600	267,600	304,500	
	122		267,900	304,800	
	123		268,200	305,100	
	124		268,500	305,300	
	125		268,600	305,500	
	126		268,900	305,800	
	127		269,200	306,100	
	128		269,500	306,300	
	129		269,600	306,500	
	130		269,900	306,800	
	131		270,200	307,100	
	132		270,500	307,300	
	133		270,600	307,500	
	134		270,900		
	135		271,200		
	136		271,500		
	137		271,600		
再任用 職 員	230,000				

別表第 4 を削り、別表第 3 を別表第 6 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 (第 5 条関係)

調整基本額表

職員の区分	職務の級	調 整 基 本 額
再任用職員以外の職員	1級	6,017円
	2級	7,421円
	3級	8,524円
	4級	8,725円
	5級	9,627円
再任用職員	8,524円	

別表第 2 の初任給の欄中「17号給」を「1級25号給」に、「1号給」を「1級9号給」に、「5号給」を「1級13号給」に改め、同表を別表第 3 とし、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19

43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38

92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	57	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	58	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	59	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	
114	60	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	29	49	45
22	58	30	50	46
23	59	31	51	47
24	60	32	52	48
25	61	33	53	50
26	62	34	54	52
27	63	35	55	54
28	64	36	56	56
29	65	38	57	59
30	66	40	58	62
31	67	42	59	65
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101

43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	57	73	101
46	84	58	74	101
47	86	59	75	101
48	88	60	76	101
49	90	62	77	101
50	92	64	78	101
51	94	66	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	104	76	84	101
57	107	78	85	101
58	110	80	86	101
59	113	82	87	101
60	116	84	88	101
61	118	88	90	101
62	120	92	92	101
63	121	96	94	101
64	121	100	96	101
65	121	104	98	101
66	121	108	100	101
67	121	112	102	101
68	121	116	104	101
69	121	123	105	101
70	121	130	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	

92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

- (熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 第2条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成28年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。
 附則第4項の見出しを「(給料の切替えに伴う平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における給料の支給に関する特例)」に改め、同項中「その者の受け取る給料月額」の次に「(熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成30年熊本県規則第21号)の施行の前日においてその者が受けていた号給が174号給から185号給までであるものにあつては、同日に受けていた給料月額をいう。)」を、「達しないこととなるもの」の次に「(その差額が2,500円(再任用職員にあつては、2,000円)を超えることとなる職員に限る。)」を加え、「平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、「相当する額」の次に「から当該額に3分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額」を加える。
 (熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
- 第3条 熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成2年熊本県規則第54号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項中「給料表の89号給以上を給される職員」を「その属する職務の級が4級又は5級である職員(その属する職務の級が4級である職員にあつては、その受け取る号給が13号給以上のものに限る。)」に改める。
 (熊本県技能労務職員の退職手当の調整額を支給される職員の区分に関する規則の一部改正)
- 第4条 熊本県技能労務職員の退職手当の調整額を支給される職員の区分に関する規則(平成18年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。
 第2号中「平成18年4月1日以後」を「平成18年4月1日から平成30年3月31日まで」に改め、同号ア中「以後」の次に「平成30年3月以前」を加え、本則に次の1号を加える。
 (3) 平成30年4月1日以後の期間
 ア 第7号区分
 平成30年4月以後の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4级以上であったもの
 イ 第8号区分
 アの区分に属さないこととなる者
- 附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 (号給の切替え)
 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則別表第1の技能労務職給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級及び号給(以下「新級号給」という。)は、その者が施行日の前日において受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める職務の級及び号給とする。
 (号給の切替えに伴う平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における給料の支給に関する特例)
 3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、旧号給が174号給から185号給までである職員には、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その者の受ける旧号給に対応する給料月額と新級号給に対応する給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
 (退職手当に関する経過措置)
 4 旧号給が174号給から185号給までである職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日において現に退職した理由同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び同日における給料月額を基礎として、同日において一般職員に適用されるべき熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下「退職手当条例」という。)の規定の例により計算した退職手当の額が、その者が退職した日において一般職員に適用されるべき退職手当条例の規定の例により計算した退職手当の額よりも多いときは、第6条第1項の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

附則別表

切替表

職員の 区分	旧号給	施行日において受ける 職務の級及び号給	
		級	号給
	1	1	9
	2	1	10
	3	1	11
	4	1	12
	5	1	13
	6	1	14
	7	1	15
	8	1	16
	9	1	17
	10	1	18
	11	1	19
	12	1	20
	13	1	21
	14	1	22
	15	1	23
	16	1	24
	17	1	25
	18	1	26
	19	1	27
	20	1	28
	21	1	29
	22	1	30
	23	1	31
	24	1	32
	25	1	33
	26	1	34
再任用 職員以 外の職 員	27	1	35
	28	1	36
	29	1	37
	30	1	38
	31	1	39
	32	1	40
	33	2	5
	34	2	6
	35	2	7
	36	2	8
	37	2	9
	38	2	10
	39	2	11
	40	2	12
	41	2	13
	42	2	14
	43	2	15
	44	2	16

	45	2	17
	46	2	18
	47	2	19
	48	2	20
	49	3	5
	50	3	6
	51	3	7
	52	3	8
	53	3	9
	54	3	10
	55	3	11
	56	3	12
	57	3	13
	58	3	14
	59	3	15
	60	3	16
	61	3	21
	62	3	22
	63	3	23
	64	3	24
	65	3	25
	66	3	26
	67	3	27
	68	3	28
	69	3	29
	70	3	30
	71	3	31
	72	3	32
	73	3	33
	74	3	34
	75	3	35
	76	3	36
	77	4	1
	78	4	2
	79	4	3
	80	4	4
	81	4	5
	82	4	6
	83	4	7
	84	4	8
	85	4	9
	86	4	10
	87	4	11
	88	4	12
	89	4	13
	90	4	14
	91	4	15
	92	4	16
	93	4	17
	94	4	18
	95	4	19
	96	4	20

97	4	21
98	4	22
99	4	23
100	4	24
101	4	25
102	4	26
103	4	27
104	4	28
105	4	29
106	4	30
107	4	31
108	4	32
109	4	33
110	4	34
111	4	35
112	4	36
113	4	37
114	4	38
115	4	39
116	4	40
117	4	41
118	4	42
119	4	43
120	4	44
121	4	45
122	4	46
123	4	47
124	4	48
125	5	21
126	5	22
127	5	23
128	5	24
129	5	25
130	5	26
131	5	27
132	5	28
133	5	29
134	5	30
135	5	31
136	5	32
137	5	33
138	5	34
139	5	35
140	5	36
141	5	37
142	5	38
143	5	39
144	5	40
145	5	41
146	5	42
147	5	43
148	5	44

	149	5	45
	150	5	46
	151	5	47
	152	5	48
	153	5	49
	154	5	50
	155	5	51
	156	5	52
	157	5	53
	158	5	54
	159	5	55
	160	5	56
	161	5	57
	162	5	58
	163	5	59
	164	5	60
	165	5	61
	166	5	62
	167	5	63
	168	5	64
	169	5	65
	170	5	66
	171	5	67
	172	5	68
	173	5	69
	174	5	69
	175	5	69
	176	5	69
	177	5	69
	178	5	69
	179	5	69
	180	5	69
	181	5	69
	182	5	69
	183	5	69
	184	5	69
	185	5	69